

会 費 規 程

一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター定款第7条による会費の納入は、次の基準によるものとする。

- (1) 大阪府市長会（大阪市を除く）、大阪府町村長会 年額240万円
但し、大阪府市長会及び大阪府町村長会が納入する会費は、別表に定める分担額により各市町村から直接納入するものとする。
- (2) 団体 年額12万円以上
- (3) 口数による会費は、年額1口13,000円と定める。
 - ① 資本金別によるもの
(年度当初の資本金) (会費口数)

1億円未満	1口以上
1億円～ 10億円未満	2口以上
10億円～ 50億円未満	3口以上
50億円～100億円未満	5口以上
100億円以上	10口以上
 - ② 生命保険相互会社
(年度当初の保有契約高) (会費口数)
「略」
 - ③ 損害保険相互会社
(年度当初の総保険料) (会費口数)
「略」
 - ④ 公社、公団等 1口～10口以上
 - ⑤ 学校、医療法人等 1口以上
 - ⑥ 個人 1口以上
- (4) この基準によりがたい場合は、理事会の議決を得て別に定める。
- (5) 会費の納期は、毎年7月末までとする。但し、新たに会員となったものはこの限りではない。
- (6) あらたに会員となる場合は、入会金5,000円を入会届提出日の翌月末日までに、年会費とともに納付しなければならない。なお、入会金は会員の種別規模等を問わず一律とする。

附 則

- (1) この規程は、1981年8月12日から施行する。
- (2) 設立時における会費の納期は、(6)にかかわらず1981年9月15日までとする。
- (3) この規程は、1992年4月1日から施行する。
- (4) この規程は、2002年4月1日から施行する。
- (5) この規程は、2017年4月1日から施行する。
- (6) この規程は、2018年7月1日から施行する。

- ご入会に際しましては、当センターホームページにて、定款、諸規定、事業内容をご確認ください。また、ご不明な点はお気軽にお電話ください。

一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通ビル14階

TEL (06) 6940-6600 FAX (06) 6910-6033

URL <http://www.c-step.or.jp>